

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在の域内の産業を取り巻く情勢は、少子高齢化と労働力・消費人口の減少、国内外競争の激化、環境・エネルギー上の制約等、克服すべき構造的な課題をいくつも抱えている。

圏域の人口は少子化の影響や都市部への人口流出が要因となり、特に生産年齢人口は減少しており、その対応が喫緊の課題といえる。

明和町の人口は、平成27年度には22,529人となっており、年齢構成別にみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は、総人口と同様に減少し続けている。また、老年人口（65歳～）は、増加しており、典型的な少子高齢化の人口構造になっている。高齢化率については今後も上昇していく見込みである。

明和町の産業は、産業別就業人口の構成比で見ると、第一次産業6.6%、第二次産業31.6%、第三次産業58.8%となっている。

域内の産業については、食料品製造業、一般機械製造業など幅広い産業が近接して集積し、様々な業種において、比較的高い市場占有率を有する業歴の古い企業が多く立地している。

事業主の高齢化や後継者不足等に悩み、大手企業の下請けが中心の地場の既存の小規模事業所の経営環境は厳しくなっており、事業所数は徐々に減少している。

(2) 目標

域内で独自の強みを発揮している中小企業を中心とした産業の高度化、生産性の向上、地域資源の有効活用による高付加価値の新製品、サービス等の提供や新産業の創出につなげていく。年間2件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

明和町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が明和町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第37条第1項に定める先端設備全てとする。

ただし、町内に工場や事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する太陽光発電に関する設備等については、明和町内の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨にそぐわないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

明和町の産業は、工業団地をはじめ、各地に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

明和町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が明和町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについ

ては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。